

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和 5 年（許）第 1 号
事 件 名	訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件
判決年月日	令和 5 年 10 月 19 日
判 示 事 項	1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法 82 条 1 項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額
判 決 要 旨	1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額に限られる。 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法 82 条 1 項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額である。
事案の概要	本件は、平成 30 年 7 月に発生した豪雨（いわゆる西日本豪雨）による河川の氾濫により被災したと主張する住民ら（相手方らを含む 32 名）が、各自の被った損害の賠償（損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の連帯支払）を求めて国ほか 3 名に対して共同して提起した訴え（基本事件）につき、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がないか又はその支払により生活に著しい支障を生じ、かつ、勝訴の見込みがないとはいえないとして、訴訟上の救助を申し立てた事案である。
訟 務 月 報	70 卷 4 号